

令和2年度 事業計画書

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

事業計画

令和2年度運営方針

平成12年から開始された成年後見制度は介護保険制度とともに高齢者の生活を支える車の両輪と言われています。成年後見制度の対象者は、高齢者ばかりでなく、若年障害者などの増加も見込まれています。成年後見制度は日常生活や財産の管理等に支障のある人を支え、障害者の親亡き後の問題等に対応する有効な手段の1つと考えられています。しかし、制度の概要や利用の有効性が理解されておらず、適切に利用されていないのが現状です。このような状況を踏まえ、武蔵野市では令和2年度を開始年度とする「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。その計画において、福祉公社は武蔵野市とともに制度の利用促進を担う中核機関を運営することとなりました。福祉公社では、専門的な支援である相談・利用促進・後見人支援等を担ってまいります。

「武蔵野市の将来人口推計（平成30（2018）年～平成60（2048）年）」によりますと、85歳以上人口は、平成30年の5,887人から、平成60（令和30）年には11,607人とほぼ倍増するとのことです。国の資料によれば、認知症の有病率は75歳から79歳までは10.4%ですが、85歳から89歳までが44.3%、90歳以上が64.2%となり、高齢になるほど介護の必要性が高まってまいります。福祉・介護職については随時募集していますが、応募が少なく、採用に苦慮している状況です。介護職員処遇改善加算の取得などによる労働条件や職場環境の改善を図り、また、周知啓発を行うなどにより福祉・介護職の確保に努めてまいります。

近年、地域包括ケア人材育成センターや成年後見制度中核機関など武蔵野市からの委託事業やサービス提供対象者が増加し、福祉公社では対応のための職員を増やす必要があります。また、本部事務所は適切な相談室や職員の休憩スペースがありません。執務スペースを拡張し生産性を向上させることを目的に、本部事務所の建替えを検討します。

本年度は、下記の3項目を重点項目と位置づけ、精力的に取り組んでまいります。

（重点項目）

- 1 成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営
- 2 福祉・介護人材の確保に向けた取組み
- 3 本部事務所の建替えの検討

公益財団法人武蔵野市福祉公社
理事長 萱場 和 裕

在宅サービス課

1 つながりサポート事業

つながりサポート事業は、ご利用者の心安らかな在宅生活のために、他の既存の福祉サービスで充足されない部分を支援するものです。ご利用者の要望をもとに現在のサービス内容を点検し、日常的金銭管理等の必要なオプションサービスを新設するなど、よりよいサービスを提供するよう努めます。

市から受託したエンディング事業に関しては、ご利用者の没後までを支援してきた福祉公社のノウハウを活用し対応します。

2 権利擁護事業

判断能力の低下等により、財産や権利を侵害される恐れがある市民を守るため、権利擁護レスキューサービスを実施します。

本事業は、緊急入院時や各種滞納の手続き、債務の調査及び支払い、住居の解約・片づけ等、緊急性が高く、また、関係機関との連携、調整が不可欠です。一連の支援における支援回数、時間、事務量等に鑑み、令和2年度は利用料金の見直しを行います。

昨今は権利擁護レスキューから成年後見制度や地域福祉権利擁護事業へ移行してご利用者の保護を図る事案がほとんどです。今後も、迅速かつ適切に、そして切れ目のない一貫した包括的支援を継続します。

また、一般市民に対する法律相談、介護保険を除く福祉サービスの苦情対応を実施します。毎月の老いじたく講座、成年後見講座、エンディングノート講座等を通じて、市民の自己啓発の促進に努めます。

なお、生活保護受給者金銭管理支援事業は、市の受託事業であることから、事業単体の収支と必要な人員体制を明示し、自主事業の権利擁護レスキューから独立させ、事業番号6に移行します。

3 地域福祉権利擁護事業

福祉サービスの利用援助を基本に、日常的金銭管理等を支援する「地域福祉権利擁護事業」を東京都社会福祉協議会から受託し実施します。判断能力に不安のある認知症、精神疾患、知的障害等の方に、ご本人の希望に沿うよう、ともに作成した支援計画をもとに、自立に向けた支援を行います。

なお、東京都社会福祉協議会からの委託費では賄えない経費部分については老後福祉基金から支出します。

4 成年後見人等受任事業（旧成年後見事業）

頼れる親族がない、または、遠方にいるなど、本人の権利擁護のためには市長申立によらざるを得ない事案が増えており、その相談・調整を行って

います。さらに法人として、高齢者のみならず障害者等の成年後見人を受任し、任意後見契約にも対応しており、適切な対応ができるよう体制を強化してまいります。

なお、市の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和2年度から市が設置した中核機関を市とともに運営します。従来の「成年後見制度推進機関」としての役割は、市と分担したうえで中核機関に引き継がれます。中核機関の機能、体制をより明確にするため、成年後見制度利用促進事業として受任事業と分離し、事業番号7に移行します。

5 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法の「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」「住居確保給付金事業」を武蔵野市から受託し実施します。

通例、対象者は複数の生活課題を有していますが、それを自覚していない場合も往々見受けられます。「自立相談支援事業」では、それを発見し、解決をともに考えていく伴走型の自立支援を行います。

また、対象者の特徴として家計の収支状況を把握していないことも多く、「家計改善支援事業」では、自立相談支援事業と協力して本人の気づきと自己管理を促します。

「住居確保給付金事業」では、離職や解雇、派遣期間満了等で一時的に収入が得られない市民が、住居を確保し求職活動に専念できるよう支援します。

必要時には、就労準備支援事業、一時生活支援事業等を担う他法人とも連携して、生活の再構築ができるよう包括的に支援します。

また、本事業は制度開始から数年が経過し、支援に係わる事業者等の開拓やネットワークの構築が重視されるようになりました。各自治体によりその達成度には差がありますが、令和2年度は特にそれらの点について注力します。

なお、令和元年度まで事業を「自立相談支援事業・家計改善支援事業」と「住居確保給付金事業」で二分していましたが、いずれも生活困窮者自立支援法に基づく市からの受託事業であることから、今後、これら3事業を事業番号5に統一し、収支と必要な人員体制を明示します。

6 生活保護受給者金銭管理支援事業

生活保護受給者の金銭管理支援事業を武蔵野市から受託して実施します。

保護費の管理や使い方の相談、支払代行等を行い、各生活保護受給者の自立支援プログラムに沿った支援を行います。

また、当事業は、令和2年度からさらに対応人数枠が増えることになりました。ご利用者の属性、特徴から一人当たりの支援回数、対応時間が多く、

担当者の負担が増大していることから、事業番号6として単独で収支と必要な職員体制を明示します。

7 成年後見制度利用促進事業

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和2年度から市が設置した中核機関を市とともに運営し、主に相談・利用促進・広報・後見人支援等を担います。

また、成年後見制度の利用に至るまでの重層的な課題に対応できるよう、広く市福祉部署、福祉関係者、専門職団体と連携を図るとともに、制度について周知を図ります。新たなネットワーク組織である「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」により身上保護を重視した取り組みを拡充します。市民後見人研修修了者に対しては、安心してその業務を担えるよう、その活用形態、支援体制を検討します。

さらに、親族後見に関して申立支援からその後の継続的な支援体制について、仕組みや人員を検討します。

8 居宅介護支援事業

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施します。

特定事業所加算算定事業所として収入の安定を図りながら、在宅介護・地域包括支援センター等から依頼される多くの課題を抱えた利用者にも丁寧に対応し、福祉公社として市民のセーフティネットの役割を果たします。そのため、各職員がケアプラン作成能力、ケアマネジメント力の向上に努め、係内でのフォローアップ体制を図ります。

また、主任介護支援専門員の資格要件を満たす職員には、その取得を支援し、質の高いケアプラン提供を目指します。

9 訪問介護サービス事業

介護保険法、介護予防・日常生活支援総合事業、自費の訪問介護サービス事業を実施します。

介護人材不足、処遇困難等により、他事業者では受け入れが困難な利用者にも対応し、訪問介護事業所として市民のセーフティネットの役割を果たします。

当センターにおいても介護人材確保のため引き続きホームページやSNSを積極的に活用し、介護職のイメージアップを図ります。貴重な介護人材の離職防止のための取組みとして職場環境、労働条件の向上に努めていきます。

10 居宅介護サービス事業

障害者総合支援法に基づき、障害のある方が地域社会において安心して在宅生活を継続していただけるよう、身体介護、家事援助、通院等の介助を行うとともに、関係機関と連携を取りながらサービス提供します。

今後増加が予想される精神障害をはじめ、いかなる種別の障害に対しても安定したサービス提供ができるよう、登録ヘルパーへの研修を実施しスキルアップを図ります。

さらに市が実施主体である地域支援事業「移動支援」を実施し、障害を持つ方の自立支援と社会参加を促します。

11 生活支援事業

認知症高齢者の在宅生活の継続及び質の向上と、家族の負担の軽減を図ることを目的として、認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業を市より受託し実施します。専門性を持ったヘルパーによるきめ細やかなサービスが提供できるよう、ヘルパーの確保とスキルアップにも努めます。

引き続き武蔵野市「高齢者緊急訪問介護事業」を受託し、市民のセーフティネットの役割を果たします。

12 地域包括ケア人材育成センター事業

センター開設後1年が経過し、養成研修、スキルアップのための育成研修等を体系的に整理した上で、新たに管理者向け研修、潜在的有資格者復帰研修を開始しました。

さらに令和2年度には、介護職が喀痰吸引、経管栄養の医療的ケアを実施するための特定の者を対象とした研修機関としての認定を受ける予定です。

武蔵野市認定ヘルパー養成研修については、資格の更新も兼ねて年に1回フォローアップ研修を行っていますが、介護職員初任者研修においても、修了者が年1回集い、情報交換、未就労者への就労支援を行うフォローアップ研修を行ってまいります。

「介護職員初任者研修」における受講料返還制度、「武蔵野市認定ヘルパー養成研修」も対象とした一時保育費用助成について引き続き老後福祉基金から拠出する他、喀痰吸引等研修受講者については、交通費相当の補助を行うなど受講につなげる方策を拡大します。

令和元年度の9月に開始した、若者介護職の会『プロジェクト若ば』は、回を重ねるごとに活発に意見交換が行われています。今後は新規の登録者を増やしてさらなる活性化を図ります。

啓発・広報目的のホームページについては、前年度から引き続き改修を重ね、よりわかりやすく検索しやすい情報提供に努めます。

高齢者総合センター

武蔵野市より、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの指定管理者指定を受けました。指定管理事業として、「高齢者総合センター管理運営事業」、「デイサービス事業」、「社会活動センター事業」を実施します。受託事業として「在宅介護・地域包括支援センター事業」、「住宅改修・福祉用具相談支援センター事業」を実施します。

これらの事業をとおして、高齢者総合センター条例の目的である高齢者の福祉を増進し、市の高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画における基本方針「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」に寄与します。

13 高齢者総合センター管理運営事業

地域の福祉資源として高齢者福祉の増進を図るため、利用者が施設を安全、快適に利用できるよう修繕・維持・管理運営等を実施します。

14 在宅介護・地域包括支援センター事業

地域包括ケアシステムの拠点として、小地域完結型の相談・サービス提供体制を継続します。

地域の各団体に対し、在宅介護・地域包括支援センターの機能を周知・広報しました。その評価のためにアンケートを実施し、効果測定を行い、分析して、今後の広報活動の資料とします。

担当地域内には、大規模な公営住宅等が林立し、単身世帯や高齢者世帯が多く、高齢者の虐待や権利擁護に関することなどの困難事例が増加しています。権利擁護センターとの連携を強化するとともに、役割を明確化し、円滑な対応ができるよう支援連携マニュアルを作成します。

令和元年に立ち上げた2カ所のいきいきサロンについて、モニタリング、評価を実施します。活動市民のミーティングへの参加や日常的な相談支援、出前講座などを行いながら課題の把握と支援に努めます。

家族介護支援では、令和元年度に試験的に開催した認知症カフェの振り返りと評価を行い、若年介護者や勤労する介護者が相談しやすい内容や日程等を工夫し、地域の小・中学校PTAへの啓発活動も検討します。

令和元年度、西久保3丁目都営住宅で開催した地域ケア会議を通じて地域住民や商店会とのネットワークが強化できたことを踏まえ、令和2年度も、地域住民や各団体と共同して地域ケア会議を開催し課題の把握と連携の強化を図ります。引き続き、当センターが地域に開かれた社会資源であることを周知するため、地域の市民活動団体、福祉の会、社会活動センター等と協働し、コミュニティカフェを開催します。

データ化した各種の福祉情報について、最新のものが市民に提供できるよう更新のルールを検討します。

15 住宅改修・福祉用具相談支援センター事業

センター事業を継続して関連機関に周知します。民間事業者やケアマネジャー等の支援者が住宅改修、福祉用具の利用等に関して実務上必要な知見を獲得できるよう支援します。また、一般市民からの相談にも、懇切丁寧に対応してまいります。

福祉用具の利用、住宅改修の実施等について、住宅改修のプランニング、福祉用具の機種選定、生活動作のアドバイス等、総合的な相談に応じ利用者を支援します。

また、排泄ケア専門員や言語聴覚士による専門相談を実施し、よりよい在宅生活の構築を支援します。令和2年度は「高齢者のコミュニケーションケア」に関する冊子を作成します。介護負担の大きな要因となる排泄の問題について、専門員による研修や支援を継続し、ケアマネジャー等、支援者の字能力・技術の向上に尽力します。

市関連のリハビリテーション専門職の確保・育成と、住環境整備等の総合的な相談窓口の体制を維持・充実させるため、引き続き、当センターにおける専門職の確保・育成のあり方を検討し提案してまいります。

16 デイサービスセンター事業

公設民営のデイサービスセンターとして、多課題・重介護・医療依存度の高い利用者等にサービス提供し、関係機関と連携して、住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援します。

利用者の個別性に配慮し、チームケアで利用者が安心して過ごせる居場所・環境を整えます。認知症になっても日常で役割を持ち、それを果たすことで生きがいが見いだせるよう、残存能力に応じた処遇をデイサービスの中で様々に工夫します。

また、令和元年度に長期の連休を開所し、必要性を確認できたため、令和2年度も祝日の開所を検討し稼働率の向上に努めます。

地域に開かれた施設として、保育園児との交流や夏祭り等の季節行事を実施し、また、地域や世代間の交流イベントを実施します。社会活動センターの受講者や自主グループの発表の場を提供し、利用者との交流を図ります。また、在宅介護・地域包括支援センターと協働し家族介護者支援を行います。

市民社会福祉協議会と連携し、シニア支え合いポイント制度の協力施設としてボランティアを受け入れ、ボランティア勉強会の開催をします。

17 社会活動センター事業

高齢者の健康増進および教養向上、受講を契機とした外出や仲間づくり、生きがいの醸成を目的として、運動・文化・芸術等に関する初心者向け講座および行事を開催します。講座等開催をとおして、介護予防・フレイル予防に寄与します。

一人でも多くの高齢者が安心して講座等に参加できるよう、編成や実施時間、内容について検討します。

初心者講座修了者等の学びの継続、介護予防、健康の維持・増進、仲間作り、社会参加等を目的として自主グループが活動しています。より活動の幅を拡げ、地域などに還元されることを目指して情報提供等働きかけを行います。並行して、活動グループ数が増加していることから支援のあり方について検討します。

高齢者総合センターを地域に開かれた社会資源として周知し地域福祉の推進に寄与するため、福祉公社の各部署とともに地域の福祉活動団体や障害福祉のNPO法人、近隣商店街等と協働してコミュニティカフェを開催します。

世代間交流を目的として境南小学校でふれあいサロンを実施します。事業開始から20年以上が経過していることから、今後の事業のあり方の検討に着手し市へ提案します。

市内18カ所のコミュニティセンター等を会場として、高齢者の生きがいと健康増進、社会参加の機会提供を目的とした地域健康クラブを実施します。運動強度に応じた3コースを設け、事故を予防し、安全を確保しながら、受講者が住み慣れた地域で暮らしを継続できるように、介護予防・フレイル予防に努めます。より安全に受講できるように、受講者の状況に適したコース設定について検討に着手します。

北町高齢者センター

武蔵野市より、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの指定管理者指定を受けました。今後5年間「公の施設」の管理運営を安定的・効果的に実施し、施設の目的を達成できるよう尽力してまいります。また、設備の老朽化も課題です。築33年の施設を、丁寧に修理・補修し大切に使用します。また、市への環境整備を提案します。

18 北町高齢者センター事業

(1) デイサービス事業

開設当初からの基本である「市民生活の延長線上のデイサービス、世代を超えた交流の場」を維持継続し、事業を進めます。

子育てひろば「みずきっこ」との交流を通じて利用者の活性化を図り、世代間交流施設としての特徴を活かした施設運営を行ってまいります。また、

介護保険の各種加算を取得できるよう体制を整備し、利用者へのサービス向上と収入の増加に努めます。令和元年度同様、ケアマネジャー向けの試食会等を開催し、当センターの広報をすると同時に、意見を聞く機会を作り、広く利用者及び家族ニーズに応えられる施設を目指します。

令和元年度には10連休の祝日を開所したところ84.9%の稼働率を確保しました。利用者及び家族からの要望もあるため、令和2年度も祝日の開所に向け検討します。

当センターでは多くの市民ボランティアが活動していますが、ボランティアの高齢化と新たな活動者の確保が継続課題となっています。しかし、元気高齢者に身近な地域ボランティア活動の場としての役割も新たに生じています。引き続きボランティアのサポートを行い、また、ボランティアセンター武蔵野との事業連携による新規ボランティアの獲得のみならず、今後のボランティア活動の充実を独自に企図します。

(2) 小規模サービスハウス事業

入居者の高齢化と自立度の低下が課題ですが、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう各関係機関と情報共有し、入居者に寄り添って支援していきます。また、サービスハウスはシルバーピアとしては先駆的な意味がありましたが、全市的にその整備がなされた現在、入居者のいない空き部屋の有効利用及び今後の事業の必要性を含めたあり方を引き続き市に提案してまいります。

(3) 子育てひろば事業

高齢者施設に併設された子育てひろばとして運営にあたるサニーママ武蔵野と連携して、事業展開していきます。少人数施設でのよさを活かし親子が安心して過ごせる場所の提供と、親子の小さな変化に対応できるよう職員のスキルアップに努めます。また、デイサービス利用者やボランティアとの世代間交流を通じて、子育て世代に対し高齢者への理解を深めるとともに、高齢者の経験等により培われた知恵を、交流を通じて提供することで、三世帯同居世帯が少なくなった子育て世代を応援し、福祉の啓発、ボランティア活動のきっかけ等になるよう努めていきます。

総務課

19 管理費

理事会・評議員会の運営、人事管理、財務管理、基本財産・老後福祉基金の管理運用、本社社屋の施設管理等、福祉公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行います。

人材の育成については、令和2年度職員研修計画に沿って、体系的に行います。職位ごとの役割・職責を果たすための階層別研修、福祉専門職とし

での専門性の向上を目指す専門研修に加え、通信教育の受講支援、部署ごとの取り組みを発表する事業報告会を実施します。

武蔵野市民社会福祉協議会との事業連携については、平成30年3月に報告された「事業連携推進委員会報告書」に沿って、連携策を実施していますが、計画年度にこだわらず、対応可能な事業については予定を繰り上げて実施してまいります。

福祉公社の認知度をより高めるとともに、福祉公社サービスの利用促進を図るため、広報を充実させます。市内で実施されるイベントへの参加、広告の掲載など、引き続き新たな広報媒体によるPR促進を検討します。

生産性の向上や執務スペースの拡張を目的に、本部事務所の建替えを検討します。令和7年度完成を目指して、令和2年度は検討員会を立ち上げ実施計画を作成します。

